

JACCS CARD

GOLD

カード付帯保険のご案内

本保険サービスのご案内は、お持ちのカードに付帯させていただいている保険サービスの概要についてご説明させていただいたものです。実際の保険金お支払いの可否等は、普通保険約款および特約等に基づきます。なお、保険サービスの内容は予告なく変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。



- ジャックスカードゴールド会員の皆様のために、(株)ジャックスが契約者となって、保険契約を締結しています。
- 本冊子は、ジャックスカードゴールドに付帯される保険の概要を記載したものです。保険の内容は三井住友海上火災保険(株)および損害保険ジャパン(株)所定の保険約款および特約によります。商品内容は変更される場合もございます。

目 次

1. 保険金額一覧..... 2
2. 海外旅行傷害保険..... 3
3. 国内旅行傷害保険..... 9

引受保険会社・事故時のご連絡先

保険種類	海外旅行傷害保険 航空便遅延費用	国内旅行傷害保険 航空便遅延費用
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社	損害保険ジャパン株式会社
事故時の 連絡先	三井住友海上火災株式会社 ジャックスカード海外旅行 傷害保険デスク フリーダイヤル ☎0120-075830	損害保険ジャパン株式会社 損保ジャパン事故サポートセンター フリーコール(通話料無料) 0120-727-110
受付時間	24時間年中無休	

ゴールドカードのサービスについてのお問い合わせは

ジャックスゴールドデスク(営業時間 9:30~17:30 ※年末年始を除く)

☎0120-387822

◎受付時間外は下記へおかけください。(自動音声テレホンサービス)

ジャックス・カスタマーセンター

0570-002277 (ナビダイヤル)

※電話番号はお間違えのないようにおかけください。

※通話料はお客様のご負担となります。

保険金額一覧

1 海外旅行傷害保険

(引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社)

担保項目		保険金額		
		本会員	家族会員	家族特約対象者
傷害死亡・後遺障害 ()内:後遺障害		3,000万円 (120万円～3,000万円)	1,000万円 (40万円～1,000万円)	1,000万円 (40万円～1,000万円)
傷害治療費用		200万円	200万円	100万円
疾病治療費用		200万円	200万円	100万円
賠償責任		3,000万円	3,000万円	1,000万円
携行品損害		20万円 (1旅行・1年間)	20万円 (1旅行・1年間)	10万円 (1旅行・1年間)
救護者費用		200万円 (1年間)	200万円 (1年間)	100万円 (1年間)
航空便遅延費用	乗継遅延費用	2万円 (1回の限度額)	2万円 (1回の限度額)	—
	出航遅延・欠航・搭乗不能費用	2万円 (1回の限度額)	2万円 (1回の限度額)	—
	受託手荷物遅延費用	2万円 (1回の限度額)	2万円 (1回の限度額)	—
	受託手荷物紛失費用	4万円 (1回の限度額)	4万円 (1回の限度額)	—

※詳細は3～8ページをご覧ください。

※旅行にかかわる交通費や宿泊費を事前に本カードにより支払われた場合にのみ適用されます。

2 国内旅行傷害保険

(引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社)

補償項目		保険金額		
		本会員	家族会員	家族特約対象者
死亡・後遺障害		3,000万円	1,000万円	1,000万円
入院(1日につき)		5,000円	5,000円	5,000円
手術(1回につき)		5,000円×倍率	5,000円×倍率	5,000円×倍率
通院(1日につき)		3,000円	3,000円	3,000円
航空便遅延費用	航空便乗継遅延費用	2万円 (1回の限度額)	2万円 (1回の限度額)	—
	航空便出航・欠航・搭乗不能費用	1万円 (1回の限度額)	1万円 (1回の限度額)	—
	寄託手荷物遅延費用	1万円 (1回の限度額)	1万円 (1回の限度額)	—
	寄託手荷物紛失費用	2万円 (1回の限度額)	2万円 (1回の限度額)	—

※詳細は9～11ページをご覧ください。

※旅行代金を事前に本カードにより支払われた場合にのみ適用されます。

補償内容と保険金額

(引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社)

担保項目		保険金額		
		本会員	家族会員	家族特約対象者※
傷害死亡・後遺障害 ()内:後遺障害		3000万 (120万円～3000万円)	1000万 (40万円～1000万円)	1000万 (40万円～1000万円)
傷害治療費用		200万	200万	100万
疾病治療費用		200万	200万	100万
賠償責任		3000万	3000万	1000万
携行品損害		20万 (1旅行・1年間)	20万 (1旅行・1年間)	10万 (1旅行・1年間)
救護者費用		200万 (1年間)	200万 (1年間)	100万 (1年間)
航空 便 遅 延 費 用	乗継遅延費用	2万 (1回の限度額)	2万 (1回の限度額)	—
	出航遅延・欠航・搭乗不能費用	2万 (1回の限度額)	2万 (1回の限度額)	—
	受託手荷物遅延費用	2万 (1回の限度額)	2万 (1回の限度額)	—
	受託手荷物紛失費用	4万 (1回の限度額)	4万 (1回の限度額)	—

- 1.実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。
- 2.旅行にかかわる公共交通乗用具や募集型企画旅行の代金を事前に本カードにより支払われた場合にのみ適用されます。

すべての補償項目について、以下のいずれかを満たすことで補償適用となります。

- ① 日本出国前に航空機、電車、船舶、タクシー、バスといった公共交通乗用具※1の利用代金を当該カードでクレジット決済した※3場合
 - ② 日本出国前に宿泊を伴う募集型企画旅行※2の旅行代金を当該カードでクレジット決済した※3場合
 - ③ 日本出国後に公共交通乗用具※1の利用代金をはじめて当該カードでクレジット決済した※3場合
- ※1 日本国内においては、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシーなどを、海外においては、これに準じる乗用具をいいます。(当該旅行のために乗用するものに限り)
- ※2 旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊のサービスの内容ならびに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行(旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの)をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。
- ※3 当該カードにてクレジット決済いただく金額に定めてはございません。全部または一部でもカード利用条件を満たします。

★ご注意

- 1.複数のクレジットカード(他社カードを含む)付帯の傷害保険にご加入の場合、死亡・後遺障害の保険金額は合算されず、最も高い保険金額が限度となり、各カード(他社カードを含む)に付帯する保険金額に応じて按分して保険金をお支払いします。死亡・後遺障害以外の保険金は、複数の同種保険にご加入の場合、クレジットカード付帯に限らず、各保険の保険金額に応じて、保険金が支払われるべき損害額を按分して保険金をお支払いします。
 - 2.旅行開始前にカード利用条件を満たした場合、旅行開始期間から3ヵ月間(かつ旅行期間※中)が補償対象期間となります。出国後に初めてカード利用条件を満たした場合、カード利用条件を満たした時点から3ヵ月間(かつ旅行期間※中)が補償対象期間となります。
- ※旅行期間とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間(海外旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの間、かつ日本出国日前日の午前0時から日本入国日翌日の午後12時(24時)までの間)中とします。

※ 家族特約について

- ・本会員・家族会員は対象となりません。
 - ・対象になる家族の範囲
 - ① 本会員の配偶者
 - ② 本会員と本会員の配偶者と生計を共にする19歳未満の同居の親族
 - ③ 本会員と本会員の配偶者と生計を共にする19歳未満の別居の未婚の子(親族とは)
- 6親等以内の血族または3親等以内の姻族で次の条件を満たす方をいいます。
- ・海外旅行の目的を持って住居を出発した日時点において、上記に該当する家族である事
 - ・事故発生時、発病時または費用発生時において、上記に該当する親族である事
- ただし「19歳」の判断基準は、被保険者が海外旅行の目的で住居を出発した日時点の年齢により判断します。

1 傷害死亡・後遺障害、傷害治療費用

①保険金をお支払いする場合

A.傷害死亡・後遺障害

被保険者が旅行期間中の偶然な事故によるケガが原因で事故発生の日を含め180日以内に死亡した場合、旅行期間中の事故によるケガが原因で事故発生の日を含め180日以内に身体に後遺障害が生じた場合その後遺障害の程度に応じて。

B.傷害治療費用

被保険者が旅行期間中に偶然の事故によるケガが直接の原因で、医師の治療を受けられた場合。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日以内に治療のため実際に支出された費用で社会通念上妥当と認められる金額に限りま。なお、お支払いの対象となる費用は後記の「疾病治療費用②お支払いの対象となる費用」をご覧ください。

②保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 被保険者の闘争・自殺または犯罪行為
- 被保険者に対する刑の執行
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 核燃料物質、または核燃料物質によって汚染されたものの放射性・爆発性その他の有害な特性による事故
- 被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失による事故
- 被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故
- 被保険者の妊娠・出産・早産・流産、外科的手術その他の医療処置
- 原因のいかなを問わず、頸部症候群（むちうち症）または腰痛で他覚症状のないもの
- 被保険者が危険なスポーツ活動中の事故
- ※危険なスポーツとは…山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
- （注1）山岳登山…ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）
- （注2）航空機…グライダーおよび飛行船を除きます。
- （注3）操縦…職務として操縦する場合を除きます。
- （注4）超軽量動力機…モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。
- 被保険者が自動車・原動機付自転車・モーターボート等によるレース中（レースに準ずるものおよび練習中を含みます。）の事故
- カイロプラクティック、鍼・灸の施術 など
- ★既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

2 疾病治療費用

①保険金をお支払いする場合

次のいずれかの場合にお支払いします。ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に治療のために実際に支出された費用で社会通念上妥当と認められる金額に限りま。

- A.被保険者が旅行期間中または旅行期間終了後48時間以内に発病した疾病が直接の原因で、旅行期間終了後48時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合（ただし、その原因が旅行開始前または旅行終了後に発生したものを除きます）。
- B.旅行期間中に感染した特定の伝染病により、旅行期間終了後14日以内に医師の治療を開始した場合
- （1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症。
特定の感染症とは、①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④四類感染症
- （2）顎口虫（がいこうちゅう）

②お支払いの対象となる費用（傷害治療費用・疾病治療費用共通）

A.被保険者が治療のため現実に支出した次の費用

- 医師の診察費、処置費および手術費
- 医師の処置、または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
- X線検査費、諸検査費および手術費
- 職業看護師（日本国外において医師が付添を必要と認めた場合の付添者を含みます。）費
- 病院または診療所の入院費
- 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあるかまたはベッドが空いていないなどやむを得ない事情により、ホテル等の宿泊施設（住居施設を除きます。以下「ホテル」といいます。）の室内で資格を有する医師の治療を受けたときのホテル客室料
- 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費
- 入院または通院のための交通費（引受保険会社が妥当と認めたものに限りま。）
- 病院もしくは診療所に専門の医師がいない、またはその病院もしくは診療所での治療が困難なため、他の病院または診療所に移転するための転移費（治療のため医師または看護師が付き添うことを要する場合には、その費用を含みます。）ただし、日本国内（被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地）の病院または診療所へ移転した場合には、払い戻しを受けたまたは被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

- 治療のために必要な通訳雇入費
- B.被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち、被保険者が現実に支出した金額。ただし、1事故に基づく傷害または1疾病について20万円を限度とします。
 - 国際電話料等通信費
 - 入院に必要な身の回り品購入費（5万円を限度とします。）
- C.被保険者が治療の為に入院し、その結果、当初の旅行日程を離脱した場合において、被保険者が現実に支出した次に掲げる費用のうち、引受保険会社が妥当と認めた金額。ただし、払い戻しを受けたまたは被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。
 - 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費
 - 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費

③保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 被保険者の闘争・自殺または犯罪行為
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 原因のいかんを問わず、頸部症候群（むちうち症）または腰痛で他覚症状のないもの
- 旅行開始前から発病していた疾病、旅行終了後48時間経過後に発病した疾病
- 被保険者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病
- 歯科疾病
- ピッケル、アイゼン等登山用具を使う山岳登山中の高山病 など
- ★既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該疾病と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該疾病が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

3 賠償責任

①保険金をお支払いする場合

被保険者が旅行期間中に他人の身体の障害または他人の財物の破損または紛失について法律上の賠償責任を負った場合。

- ※他人のもののうち、被保険者が所有、使用または管理中のものについては保険金をお支払いできません。ただし、次のものは除きます。
 - ・レンタル業者より被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品
 - ・ホテルの客室および客室内の動産（セーフティボックスのキー、ルームキーを含みます。）
 - ・住居など居住施設内の部屋および部屋内の動産（ただし、建物、マンションの戸室全体を賃貸している場合は除きます。）

★ご注意

示談の相手方および賠償額の決定には、引受保険会社の承認が必要になりますので、事前に必ずご連絡ください。

②保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者・被保険者の故意による事故
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 被保険者の職務遂行に直接起因する事故（仕事上の賠償責任）
- 被保険者の親族に対して生じた事故
- 被保険者が使用・管理中の財物に生じた事故
- 被保険者またはその指図による暴行または殴打に起因する事故
- 航空機・船舶・車両・銃器の所有・使用・管理に起因する事故 など

4 携行品損害

①保険金をお支払いする場合

旅行期間中に携行品（カメラ、宝石、衣類など）が、盗難、破損、火災などの偶発的な事故にあって損害を受けた場合、携行品1つ（1点または1対）あたり10万円を限度として時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします（3000円自己負担）。

★ご注意

- 1.携行品とは、被保険者が携行する（注）身の回り品で、被保険者が所有する物と旅行開始前に被保険者がその旅行のために他人から無償で借りた物をいいますが、現金、小切手、クレジットカード、コンタクトレンズ、定期券、現金自動支払機用カード、株券、手形、預金証券、免許証、自動車、オートバイ、船、動植物、帳簿、図面、各種書類等は含みません。
（注）「携行する」とは、携へ持っている状態または被保険者が常時監視できる状態をいいます。
- 2.危険な運動（ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など）を行っている間については、それらの運動のための用具は含みません。
- 3.携行品である旅券の盗難等による損害の場合には、5万円を限度として、その再発給費用または渡航書発給費用（再発給地（事故発生地から再発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。）までの交通費、再発給地での宿泊費を含みます。）を支払います。
- 4.携行品である乗車券等（定期券は除きます）の損害の場合には当該乗車券等の経路および等級の範囲内で現実に支出した費用を5万円を限度にお支払いします。

②保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 差押、徴収、没収等公権力の行使による事故
- 携行品自体の瑕疵または自然の消耗による事故
- 商品、製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等
- データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- 擦り傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷で携行品の機能に支障をきたさない事故
- 置き忘れまたは紛失による事故（置き忘れ後に生じた盗難も含む）
- 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故
- 修理の際に発生する送料・交通費 など
- ★現金・小切手・有価証券類、切手・定期券等、預貯金証書・クレジットカード・運転免許証等、稿本・帳簿等、義歯・義肢・コンタクトレンズ等、動植物、船舶・自転車、危険なスポーツを行っている間の用具等は携行品に含まれません。

5 救援者費用

①保険金をお支払いする場合

救援対象者が旅行期間中に、次のいずれかに該当する事由に遭遇し、捜索救助等が必要となった場合、救援対象者およびその親族が支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。

- 旅行期間中の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
- 疾病により旅行期間中に死亡された場合
- 旅行期間中に発病した病気（補償期間中に医師の治療を開始し、その後も医師の治療を受けた場合に限り。）が原因で補償期間終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合
- 旅行期間中の事故によるケガまたは補償期間中に発病した疾病（妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病は含みません。補償期間中に医師の治療を開始した場合に限り。）が原因で、継続して7日以上入院された場合
- 旅行期間中の事故により搭乗機・船舶が行方不明・遭難された場合、生死が確認できない場合または捜索・救助活動が必要なが警察等の公的機関により確認された場合

②お支払いの対象となる費用

救援対象者および親族の方が支出した次の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額

- ・現地に赴く航空運賃等交通費（救援者3名分限度）
- ・現地でのホテル等客室料（救援者3名分限度かつ1名につき14日間限度）
- ・現地からの救援対象者の移送費用
- ・救援対象者の死亡による現地での遺体処理費用（100万円限度）
- ・救援者渡航手続費および現地での諸雑費（20万円程度）
- ・捜索救助費用

③保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者・救援対象者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 救援対象者の闘争・自殺または犯罪行為（自殺による死亡を除く）
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 救援対象者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故（無資格運転・酒気帯び運転中の事故による死亡を除く）
- 旅行開始前から発病していた疾病を原因とする入院
- 救援対象者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病（妊娠・出産・早産・流産による責任期間中の死亡を除く）
- 歯科疾病 など

6 航空便遅延費用

①保険金をお支払いする場合

A. 乗継遅延費用

被保険者が旅行期間中に航空便を乗り継ぐ場合において、到着便の遅延によって出発便に搭乗することができず、実際の到着時刻から4時間以内に代替となる航空便に搭乗できなかった場合

B. 出航遅延・欠航・搭乗不能費用

被保険者が旅行期間中に搭乗予定の航空便について、次のいずれかの事由が生じ、出航予定時刻から4時間以内に代替となる航空便に搭乗できなかった場合

- 4時間以上の出航遅延
- 欠航・運休
- 搭乗予約受付業務のかしによる搭乗不能

C. 受託手荷物遅延費用

被保険者が旅行期間中に搭乗する航空便が目的地に到着してから6時間以内に受託手荷物が目的地に運搬されなかった場合

★受託手荷物の中に、被保険者が携行する身の回り品のうち、下着、寝間着等必要不可欠な衣類または洗面道具・剃刀・櫛等の生活必需品が含まれていた場合に限りです。

D. 受託手荷物紛失費用

被保険者が旅行期間中に搭乗する航空便が目的地に到着してから48時間以内に受託手荷物が目的地に運ばれなかった場合

★受託手荷物の中に、被保険者が携行する身の回り品のうち、下着、寝間着等必要不可欠な衣類または洗面道具・剃刀・櫛等の生活必需品が含まれていた場合に限りです。

② お支払いの対象となる費用

A. 乗継地点において代替便が利用可能となるまでの間に被保険者が実際に負担した食事代およびホテル等の客室料

B. 出航地において代替便が利用可能となるまでの間に被保険者が実際に負担した食事代

★ホテル等の客室料はお支払対象となりません。

C. 目的地において被保険者が実際に負担した必要不可欠な衣類および生活必需品の購入費用または賃貸費用

D. 航空便の目的地到着後96時間以内に、目的地において被保険者が実際に負担した必要不可欠な衣類および生活必需品の購入費用または賃貸費用

③ 保険金をお支払いできない主な場合

○保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意・重過失・法令違反による事故

○地震・噴火・津波による事故

○戦争その他の変乱による事故

○これらの事由に伴い生じた事故または秩序の混乱に基づき生じた事故

など

★ご注意

①他に保険金が支払われるべき保険契約がある場合には、保険金はそれぞれの保険契約で分担して支払われます。なお、被保険者が第三者に損害賠償を請求する権利を有す場合、保険金が支払われた後はその請求権は保険会社に移動します。

②保険金請求には、航空会社の遅延証明書、上記費用の支出を証明する領収書の手続きを証する書類などが必要となります。

保険金受取人と保険金請求にあたり必要な書類

①保険金受取人

傷害死亡保険金	→	被保険者の法定相続人
救済者費用保険金	→	救済対象者または救済対象者の親族のうち当該費用を負担された方
その他の保険金	→	被保険者の方

②保険金請求に必要な書類

保険金種類 保険金請求書類		死亡保険金	後遺障害保険金	治療費用保険金	救済者費用保険金	携行品損害保険金	賠償責任保険金	航空便遅延費用保険金
現地でご手配いただく書類	医師の診断書			◎(注)			○	
	治療費の明細書・領収書			◎			○	
	死亡診断書	◎						
	事故証明書	◎	○	○	○	◎	○	○
	支出を証明する書類				◎			◎
	示談書						◎	
	示談金領収書						◎	
	損害額を立証する書類						◎	
	遅延を証明する書類							◎
国内でご手配いただく書類	損害品明細書					◎		
	損害額を証明する書類					◎		
	除籍謄本	◎						
	戸籍謄本	◎						
	委任状・念書	○						
	後遺障害診断書		◎					
	保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	日本出入国が確認できる書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※◎印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いするケースがあります。

(注) 診断書料は保険金お支払いの対象とはなりません。治療費が30万円以下の場合は原則として診断書の取付を省略できます。

海外旅行傷害保険保険金請求手続き

※事故の日から30日以内に事故発生の状況・ケガの程度などをご連絡ください。

三井住友海上火災保険株式会社

ジャックスカード海外旅行傷害保険デスク

(24時間・年中無休)

☎0120-075830

補償内容と保険金額

(引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社)

補償項目		保険金額		
		本会員	家族会員	家族特約対象者
死亡・後遺障害		3,000万円	1,000万円	1,000万円
入院(1日につき)		5,000円	5,000円	5,000円
手術(1回につき)		5,000円×倍率	5,000円×倍率	5,000円×倍率
通院(1日につき)		3,000円	3,000円	3,000円
航空便遅延費用	航空便乗継遅延費用	2万円 (1回の限度額)	2万円 (1回の限度額)	—
	航空便出航・欠航・搭乗不能費用	1万円 (1回の限度額)	1万円 (1回の限度額)	—
	寄託手荷物遅延費用	1万円 (1回の限度額)	1万円 (1回の限度額)	—
	寄託手荷物紛失費用	2万円 (1回の限度額)	2万円 (1回の限度額)	—

★ご注意

1. 実際の保険金お支払いの可否は、別途傷害保険普通保険約款およびクレジットカード用国内旅行傷害保険特約ほか、損害保険ジャパン(株)所定の保険約款に基づきます。
2. 入院保険金、手術保険金、通院保険金は、事故発生日を含めて7日以内に治療を終了された場合には、お支払いの対象となります。
3. 下記「①保険金をお支払いする場合」A～Cの「搭乗する公共交通乗用具」「宿泊施設」「参加する募集型企画旅行」の代金を本カードにより事前に支払われた場合にのみ適用されます。
4. 他に同種の保険契約が付帯されているクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について
国内旅行傷害保険の死亡・後遺傷害保険金額および入院保険金日額・通院保険金日額は、他のクレジットカード付帯保険から同時に保険金が支払われる場合、保有するクレジットカードのそれぞれの保険金額のうち最も高い保険金額を限度として保険金が支払われます。
5. 他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について
本付帯保険のお支払い金額(クレジットカード複数保有の場合、上記参照)と、任意加入保険のお支払い金額の合算金額になります。

※家族特約対象者について

- ・本会員・家族会員は対象となりません。
- ・対象になる家族の範囲(事故発生日を基準とします)
 - ①本会員の配偶者
 - ②本会員と生計を共にする同居の親族
 - ③本会員と生計を共にする別居の未婚の子(親族とは)
- 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

1 死亡・後遺障害、入院、手術、通院

①保険金をお支払いする場合

- A. 被保険者が日本国内を旅行中、乗客として公共交通乗用具搭乗中に傷害を被り、「②お支払いする保険金」のA～Eに該当した場合。
※航空機に搭乗の場合は、航空機の乗客に限り入場が許可される飛行場敷地内における傷害事故および航空機の不時着陸時の接続交通乗用具搭乗中を含みます。
- B. 被保険者が日本国内を旅行中、旅館、ホテル等の宿泊施設に宿泊者として滞在中に、火災・爆発事故により傷害を被り、「②お支払いする保険金」のA～Eに該当した場合。
- C. 被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行に参加中に傷害を被り、「②お支払いする保険金」のA～Eに該当した場合。

★ご注意

「募集型企画旅行」とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加を募集する形態の旅行(平成16年12月16日国土交通省告示第1593号に定められた標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するものをいいます。)をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

「募集型企画旅行に参加中」とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。)を利用した時から最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし募集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。

「公共交通乗用具」とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路交通法などに基つき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バスなどをいいます。

②お支払いする保険金

「①保険金をお支払いする場合」のA～Cによりその傷害が原因で事故発生日から180日以内に

A. 亡くなられたとき

保険金額(死亡・後遺障害)の100%をお支払いします。

B.後遺障害が生じたとき

その程度に応じて保険金額（死亡・後遺障害）の3%～100%をお支払いします。

（注）Aでは既に支払った後遺障害保険金がある場合、控除した残額をお支払いいたします。

「①保険金をお支払いする場合」のA～Cによりその傷害が原因で**C.入院されたとき**

5,000円/日（ただし事故発生日より180日限度）

D.入院保険金を支払う場合で手術を受けられたとき

5,000円に手術の種類に応じて定められた倍率（10倍、20倍または40倍）を乗じた金額（ただし1事故につき1回限度）

E.通院されたとき

3,000円（ただし事故発生日より180日以内に90日限度）

③保険金をお支払いできない主な場合

○被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失

○被保険者の無資格運転、酒気帯び運転

○戦争、その他の変乱

○被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為

○被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失

○放射線照射・汚染、原子核反応

○危険なスポーツ（※下記参照）中のケガ

○地震、噴火または津波

○むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの など
※危険なスポーツとは、以下のものをいいます。

山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動。

2 航空便遅延費用**①保険金をお支払いする場合****A.航空便乗継遅延費用**

搭乗した航空便の遅延により乗継する予定の航空便に搭乗することができず、遅延した航空便の実際の到着時刻から4時間以内に代替便を利用できなかった場合に、1回の遅延につき乗継遅延費用保険金額を上限として、ホテル等客室料および代替便が利用可能となるまでの間に負担した食事代金をお支払いします。

B.航空便出航・欠航・搭乗不能費用

搭乗予定の航空便について、出航遅延、航空便の欠航・運休または搭乗予約受付業務のかしによる搭乗不能が生じたことにより、出航予定時刻から4時間以内に代替便を利用できなかった場合に、1回あたり出航遅延費用等保険金額を上限として、当該航空便またはその代替便が利用可能となるまでの間に負担した食事代金をお支払いします。

C.寄託手荷物遅延費用

搭乗した航空便に預けた手荷物が航空便の到着後6時間以内に到着しなかった場合に、その手荷物が到着していないことを理由として、空港に到着してから48時間以内に旅行行程中において負担した衣類購入費用または生活必需品購入費用を、1回の遅延につき寄託手荷物遅延費用保険金額を上限としてお支払いします。

D.寄託手荷物紛失費用

搭乗した航空便に預けた手荷物が航空便の到着後48時間以内に到着しなかった場合は、その手荷物は紛失されたものとみなし、その手荷物が到着していないことを理由として、空港に到着してから96時間以内に負担した衣類購入費用または生活必需品購入費用を1回の紛失につき寄託手荷物紛失費用保険金額を上限としてお支払いします。

（注）寄託手荷物遅延費用保険金としてお支払いする保険金を超える金額についてお支払いします。

②保険金をお支払いできない主な場合

○保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意・重過失・法令違反による事故

○地震・噴火・津波による事故

○戦争その他の変乱による事故

○これらの事由に伴い生じた事故または秩序の混乱に基づき生じた事故

など

保険金受取人と保険金請求にあたり必要な書類など

①保険金受取人

死亡保険金	→	被保険者の法定相続人
その他の保険金	→	被保険者の方

②保険金請求に必要な書類

必要書類	事故の形態	死亡 (傷害)	後遺障害 (傷害)	入院 (傷害)	通院 (傷害)	航空便 遅延
保 険 金 請 求 書		○	○	○	○	○
医 師 の 診 断 書				○	○	
死亡診断書または死体検案書(死亡地のもの)		○				
事 故 証 明 書		○	○	○	○	○
支 出 を 証 明 す る 書 類						○
戸 籍 謄 本		○				
委 任 状		○				
後 遺 障 害 診 断 書			○			
売 上 伝 票 (お 客 様 控)		○	○	○	○	○

★ご注意

- ※○印は原則として必要な書類。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。
- ※入院・通院保険金について、請求額が30万円以下の場合、診断書は原則として省略可。
- ※診断書・事故証明書等の発行手数料は、保険金支払い対象外です。
- ※航空便遅延・手荷物遅延についての事故証明書は、航空会社または第三者の遅延証明書。
- ※国内旅行傷害保険および航空便遅延費用については、事前のカード利用を証明する書類が必要です。
- ※写真代、見積料、修理などに要した交通費は保険金お支払い対象外になります。

③保険金の代理請求人制度について(保険金請求についての重要なお知らせです。)

被保険者ご自身でご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内の親族の方が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

④保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

国内旅行傷害保険保険金請求手続き

※事故の日から30日以内に事故発生の状況・ケガの程度などをご連絡ください。

損害保険ジャパン株式会社
損保ジャパン事故サポートセンター

(24時間・年中無休)

0120-727-110(通話料無料)

Handwriting practice lines consisting of multiple sets of three horizontal dashed lines.

〈事故時のご連絡先〉

海外旅行傷害保険 航空便遅延費用	三井住友海上火災株式会社 ジャックスカード海外旅行傷害保険デスク ☎ 0120-075830 (フリーダイヤル・24時間)
国内旅行傷害保険 航空便遅延費用	損害保険ジャパン株式会社 損保ジャパン事故サポートセンター 0120-727-110 (通話料無料) (24時間・年中無休)

〈緊急時のご連絡先〉

〈緊急医療アシスタンスサービス〉

(年中無休・24時間・日本語受付)

海外旅行中に不慮のケガや病気に見舞われ、医療施設への緊急移送の必要がある場合などはご滞在地に応じ、以下の電話番号までご連絡ください。なおサービス対象地域は日本国外です。三井住友海上の緊急医療アシスタンスサービスは、国際的なアシスタンス専門会社である「ヨーロッパ・アシスタンス・ジャパン社」「プレステージ・インターナショナル社」と提携して実施しております。

〈サービス内容〉

①ケガや病気の場合の緊急アシスタンス

- 医師・医療施設の紹介・案内
- 医療費のキャッシュレスサービス
- 患者の医療施設への移送
- 患者の本国への移送
- 現地での医師の緊急派遣
- 通訳の紹介・手配

②ケガや病気により亡くなられた場合の緊急アシスタンス

- 現地でのご遺体の埋葬
- ご遺体の本国への移送

③その他のアシスタンス

- 遭難された場合の捜索・救助

医療費のキャッシュレスサービスは、会員資格の確認が必要となるため、一時的に費用の自己負担をお願いする場合がございます。

滞在地	電話番号	滞在地	電話番号
アメリカ(本土・ハワイ)	1-833-950-0895	シンガポール	800-8110-833
カナダ	1-833-907-7546	オーストラリア	1-800-718-261
ブラジル	0800-761-0219	イギリス	0808-23-44030
中国	4001-203741	フランス	0800-90-8506
香港	800-90-0364	イタリア	800-7-89395
台湾	00801-81-2778	上記以外の地域	050-3820-3992 (★)
韓国	00798-81-1-0833		

※ 上記フリーダイヤルまたはコレクトコール以外でご連絡された場合の通信費につきましては、ご連絡された方のご負担となりますので、ご注意ください。

※ ★はコレクトコールでおかけください。



株式会社 ジャックス

〒150-8932 東京都渋谷区恵比寿4-1-18
恵比寿ネオナート